

暑中お見舞い申し上げます。

夏休み、お盆を迎える時期となり、遠方からご家族が帰省されるなどして、にぎやかな団らんを過ごされていることと思います。

さて、「ふるさと納税」という制度をご存知でしょうか。

一言でいえば、県や市町村など地方自治体に寄附をしていただいた場合に、所得税や翌年の住民税を軽減する仕組みです。

詳しい内容は、これから、この市報で紹介させていただきますが、もともとは故郷を離れて都会などに出られた方々にとって、少しでも故郷を応援しやすいようにと考えられた制度です。

本来、住民税は、それぞれ住んでおられる地域の道路の整備や福祉の充実に使われるものですので、住所地の自治体に納付していただくものです。しかし、都会に住んでおられる方の中には、沢山の地方出身の方がいらっしゃいます。そういう方の中には、自分が育った出身地のために何か貢献したいと思っておられる方も大勢いらっしゃるだろうと思います。そういう方々にとって、自分が応援したいと思っている自治体に寄附をした場合に、住所地の自治体に払っている住民税や国に払っている所得税の一部を控除する仕組みがあれば、応援しやすくなります。そして、故郷を離れた方や自分の故郷に対するものだけでなく、誰でも、どこの自治体でも応援できるようになれば、その輪がもっと広がっていきます。このためこのふるさと納税制度は、自分が住んでいるところを含めて、応援しようと思うどこの自治体に対する寄附でも対象にできることになっています。

倉吉市では、いただいた寄附金は、若者の定住促進や文化振興などに活用させていただくことにしておりますし、1万円以上寄附していただいた方には、さまざまな地元の物産を贈呈させていただくことにしています。

市民の皆様、御親族の皆様をはじめ倉吉を応援してやろうという大勢の皆様の御協力をお願いします。

最後になりましたが、時節柄、皆様どうかご自愛ください。

倉吉市長 石田 耕太郎



倉吉市に「ふるさと納税」をお願いします。



▲くらすけくんと一緒に



「ふるさと納税」の目的

自らが選ぶ

「納税」というと、国民の義務として「徴収される」というイメージを持ちがちですが、「ふるさと納税」は、個人の自発的な意志に基づいて自治体に納付していくものです。

それぞれの「ふるさと」へ

一般的に「ふるさと」とは、「生まれ育った地域」を指し、「ふるさと納税」は、その地域への恩返しや、そこで暮らす親への生活支援などのためにする」と考えられがちです。

しかし、「愛すべき歴史や自然を有する地域」や「心温かいもてなしを受けた地域」など、自分の人生に少なからず影響を与えた土地を「ふるさと」と感じることもあり、人それぞれといえます。また、「将来、ここに住みたい」、「ここでとれる農作物を食べて生きたい」など、今後、新たに形成される「ふるさと」も考えられます。

つまり、人それぞれの「生まれ育ったふるさと」や「心の

ふるさと」を応援するために納税することができる制度といえます。

本質は「寄附」

「ふるさと納税」の手続きとしては、「税金を納める」のではなく、「自らが選んだ自治体に寄附した金額の一部を、本来納めるべき税から引いてもらう」こととなります。

分かりやすさの面から「納税」という語が使われていますが、手続きとしては「寄附金分の控除」となっています。

「事業」の選択も可能

ふるさと納税は、「ふるさとのこんなことに、資金面で協力したい」という思いを形にする制度です。

ですから、単に「生まれ育った倉吉市に!」、「頑張っている倉吉市に!」と寄附するだけでなく、「倉吉市の緑豊かな自然を守るために」とか、「倉吉市の雇用を創出し、若者の定住を促進するために」といった倉吉の取り組みや事業を選んで寄附することもで

きます。

あなたの寄附が、倉吉のまちづくりにとって、貴重な出資金・投資資金となるといえます。

倉吉に住んでいても

ふるさと納税は、基本的には、その地域から遠く離れた場所に住む人が、資金面からそこを応援する制度ですが、もちろん、現在住んでいる自治体に対しても活用することができます。

「倉吉のこんなところが、もつと良くなれば住みやすくなるのに」と、使途を限定して資金を提供することができます。

ふるさと納税制度を巡っては、今、倉吉市はもちろん、さまざまな自治体が知恵を出し、政策を競い、多くの人に支持されるよう取り組んでいます。そこから、より住みよいまちづくりが進むとともに、市民の皆さんにとっても、自分が住む地域への関心が高まり、地域の活性化にもつながると考えられています。

ふるさと納税のしくみ



住民税や所得税の軽減

- 都道府県、市町村などへの寄附金合計額のうち、2,000円を除いた額が、控除されます。
- 住民税控除額のうち、特例控除額は、住民税の所得割額の10%に相当する額が上限です。

【寄附金(控除の計算例)】

寄附金合計額			
寄附軽減対象外 2,000円	控除額		
	所得税	住民税	
	$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税の税率}$	基本控除 $(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 10\%$	特例控除 $(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{所得税の税率})$

※所得や寄附金額に応じて、控除額は変動します。また、控除額は上限があります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。



Date

【ふるさと納税贈呈品】

倉吉の豊かな自然が育んだ二十世紀梨、すいかなどの農産物や、それらの加工品など、地元として自信を持ってお届けできる特産品がそろっています。

8月下旬から9月中旬にかけては、ちょうど倉吉産二十世紀梨が旬を迎えます。みずみずしい甘みをぜひご賞味ください。

ふるさと納税
how to use
の 使い道

市民が最も愛した作品の
購入費用に

～倉吉博物館資料整備基金～

倉吉博物館では、「倉吉・緑の彫刻賞」、「前田寛治大賞」、「菅楯彦大賞」の美術賞を設けています。どれも高い芸術性を保持する美術賞として、全国に名をはせています。

その展示会の開催中に、来場者の投票により選ばれるのが「市民賞」です。「倉吉博物館資料整備基金」は、「市民賞」の作品購入費用としても活用されています。



◀ 第7回菅楯彦大賞市民賞
高島圭史「きいろいひと」

若者定住化促進事業に

～若者の定住化促進基金～

倉吉市では、「誇りと夢のある定住の促進」を施策の重点テーマに定め、若者の定住化を進めています。その事業の推進に「倉吉市若者の定住化促進基金」を活用しています。保育所の運営や、空き家を活用した「空き家バンク制度」、県外から移住した人が市内に住宅を取得した場合に助成を行う「住宅取得支援補助金」、相談者に対しワンストップで対応できるよう「移住定住相談員の設置」などを行っています。

【倉吉市のふるさと納税実績】

年度	申込件数	申込金額	使い道
平成20年度	41件	2,288,066円	・ 遥かなまち倉吉ふるさと基金
平成21年度	28件	3,617,000円	・ 倉吉市若者の定住化促進基金 ・ 倉吉文化基金
平成22年度	58件	2,972,500円	・ 倉吉博物館資料整備基金 ・ 倉吉の緑を守り育てる基金
平成23年度	86件	4,745,000円	※そのほかの事業へのご寄附も可能です。

10,000円以上の寄附で、贈呈品1点、
50,000円以上で、贈呈品3点を――

倉吉市は、今年度、ふるさと納税へのお礼の贈呈品を大幅にリニューアルしました。まず、これまで、17品目の中から選んでいた贈呈品を、25品目に増やしました。また、今までは、1万円以上の寄附で、贈呈品1品としていましたが、今年度からは、1万円以上で1品、5万円以上では3品を贈呈するようになりました。

さらには、1万円以上の寄附では、倉吉市観光大使からの贈呈品として、MALTAのCD1枚、あるいは、PAPA（ペペ）の本(DVD付)1冊のどちらかと、倉吉市観光ビデオ(DVD)をもれなく差し上げます。

倉吉市は「愛着と誇り 未来いきいき みんなでつくる倉吉」を合言葉に、まちづくりに取り組んでいます。

この「ふるさと納税」制度による皆さんからの寄附は、未来に希望が持てる「くらしよしのまちづくり」に活用していきます。

ご協力を、よろしく申し上げます。

申込方法も簡素化
申し込みの方法も、簡易化を図り、倉吉市公式ホームページからできるようになりました。また、ふるさと納税のパンフレットを利用し、申し込みと振り込みが一度にできるようになっています。